

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鳥栖市長 向 門 慶 人

市町村名 (市町村コード)	鳥栖市 (412031)
地域名 (地域内農業集落名)	田代地区(東部) (永吉町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

田代東部地区は市北東部一帯に位置しており、福岡県境に位置している。比較的平坦な部分では圃場整備されているものの、鳥栖JTC周辺に一定規模以上の農地のまとまりが分散している状況である。本地区の農業者については、中小規模の農家がほとんどを占めており、中心となっているのは、田代東部営農組合と認定農業者である。本地区においては土地利用型の農業が主であり、米・麦・大豆にキャベツ・タマネギなどの露地野菜などを組み合わせ、農地の効率的な利用と収益性の高い農業経営を図ってきた。

【田代地区の基礎的データ】(2020農林業センサスより)

総農家数:84戸

農業経営体:20経営体

主な作物:水稻73ha、小麦28ha、大豆14haなど

【協議の場での意見】

- ・耕作できていない土地があり、人手も足りず、管理できない。
- ・管理できないような土地は住宅開発等、市街化区域への編入も検討してほしい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・米麦を中心に転作として大豆、施設野菜、露地野菜の取組み拡大を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域内農用地(青地)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・将来の担い手への集積、集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸借契約について農地中間管理事業への移行をすすめる。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--